

# 法的分離にあわせて導入する 行為規制の詳細（これまでの検討内容） について

平成30年4月23日（月）



# これまで検討内容

## 1. 情報の適正な管理のための体制整備等

- (1) 情報を適正に管理するための体制の整備
- (2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
- (3) その他適正な競争関係を確保するための体制の整備

## 2. 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

- (1) 社名
- (2) 商標
- (3) 広告・宣伝等

## 3. 業務の受委託等に関する規律

- (1) 例外として許容される業務委託の内容（送配電 → 発電・小売電気等）
- (2) 例外として許容される業務受託の内容（発電・小売電気 → 送配電）
- (3) 公募せずに委託できる最終保障供給および離島供給の業務

## 4. グループ内での取引に関する規律

- (1) 「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- (2) 規制の対象となる一般送配電事業者と「特殊の関係のある者」の範囲

## 5. 兼職（取締役等及び従業者）に関する規律

- (1) 取締役等の兼職禁止の例外
- (2) 兼職禁止の対象となる従業者の範囲
- (3) 事業者の説明責任について

## **1. 情報の適正な管理のための体制整備等**

- (1) 情報を適正に管理するための体制の整備
- (2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
- (3) その他適正な競争関係を確保するための体制の整備

# 送配電事業者に求める体制整備等の内容①（情報の適正な管理）

第23回制度設計専門会合資料抜粋  
平成29年10月

- 情報の管理については、現行の電事法においても、送配電部門の中立性を確保するための措置として、情報の目的外利用・提供の禁止が規定されている。（禁止行為）
- これに加えて、情報を適正に管理する体制の整備を義務付けるのは、競争関係に影響を与えるおそれのある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出することをより確実に防止するため、そのおそれがある状況が生じないようにするもの。
- このような観点から、以下のような措置を求めることが適当ではないか。（省令で規定する措置）

○競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれがあると考えられる状況

- 送配電事業者と発電・小売事業者等が執務室を共用・隣接している場合において、書類の持ち出し・閲覧、音漏れ等によって情報が流出
- 送配電事業者と発電・小売事業者等間で情報システムが共用されアクセス制限が不十分な場合に、送配電側のシステムにアクセスされ情報が流出
- 送配電事業者における情報管理が不十分（ずさん）な場合に、送配電業務に関する情報を誤って発電・小売事業者等に送付するなどにより情報が流出



**競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれが生じないように、以下の情報管理体制の整備を求めることが適当ではないか。**

- ① 建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
- ② 情報システムを発電・小売等と共用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- ③ 情報の適正な管理に係る規程の整備<sup>※1</sup>、情報管理責任者の設置<sup>※2</sup>、従業員の教育など、情報を安全に管理するために必要な措置を講ずること

※1：情報の適正な管理に係る規程には、送配電業務に関する情報を発電・小売等に提供する際には適切に情報を符号化することや、漏えい時の対応などを含める。

※2：情報管理責任者には取締役等を充てることとする。

# 送配電事業者に求める体制整備等の内容②（業務の適切な監視）

第23回制度設計専門会合資料抜粋  
平成29年10月

- 託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制整備については、差別的取扱いの有無等を自ら監視して是正するよう、以下の①～④を求めることが適切と考えられるのではないか。

## ○業務の実施状況を適切に監視するための体制整備として一般送配電事業者が講じるべき措置（案）

- ① 託送供給及び電力量調整供給の業務（以下、「託送供給等業務」という。）における発電・小売事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容及び経緯を記録し保存すること
- ② 託送供給等業務の実施状況を監視する監視部門を別に置くこと
- ③ 監視部門が託送供給等業務の実施状況を監視すること
- ④ 監視部門がその監視結果を取締役会へ報告すること

### <参考>

- 電気通信事業法においても、これと同等の措置を電気通信事業者に求めている。
- 制度設計WGにおいては、一般送配電事業者に体制整備（法令遵守計画の策定・実施、法令遵守担当者による監視等）を法律上義務づけ、その遵守状況の公表を義務付けることについて議論されていた。
- EU指令においては、I T Oに中立性確保のためのコンプライアンス・オフィサーの設置（いずれも規制機関による承認が必要。）が義務付けられている（21条）。

## 送配電事業者に求める体制整備等の内容③（その他の措置）

- その他の措置として、送配電事業者の中立性をより確実に確保する観点から、法令遵守計画を策定し、その計画を実施することを求めています。

### ○適正な競争関係を確保するために一般送配電事業者が講じるべきその他の措置（案）

- 送配電事業の中立性確保のための法令遵守計画（内部規程の整備、従業者等の研修・管理、法令遵守担当者による監視、内部通報窓口の整備など）を策定し、その計画を実施すること

※法令遵守計画については、その効果を定期的に評価し、必要に応じて見直すことが望ましい。

#### <参考>

- 制度設計WGにおいては、一般送配電事業者に体制整備（法令遵守計画の策定・実施、法令遵守担当者による監視等）を法律上義務づけ、その遵守状況の公表を義務付けることについて議論されていた。（なお、公表については、その後の法制化の検討の中で、電気通信事業法等を踏まえ、経済産業大臣に報告する仕組みとされた。）
- EU指令においては、I T Oに中立性確保のためのコンプライアンス・プログラムの策定・実施（規制機関による承認が必要。）が義務付けられている（21条）。

## **2. 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律**

- (1) 社名
- (2) 商標
- (3) 広告・宣伝等

# 社名に関する規制について

- 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき社名となるのは、どのような場合か

## 1. 禁止すべきと考えられる社名

一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者が、同一視されるおそれのある社名を用いること



社名の中に、「送配電」、「ネットワーク」、「パワーグリッド」等、送配電事業者であることを示す文言を入れることを条件に、一般送配電事業者が社名の一部にグループ名称（旧一般電気事業者名等）を使用することを許容する。

例) 法的分離後の送配電会社：「〇〇電力送配電株式会社」

## 2. その他の論点

- ① グループ内の発電・小売事業者等が旧一般電気事業者の社名を引き継ぐことは、禁止する必要はないと考えられるかどうか

例) 法的分離後の発電・小売会社：「〇〇電力株式会社」 ← 現在と同じ社名

(改正電気事業法はグループ間の資本関係を許容しており、競争環境を整備するためにこれまで一般電気事業者が培ってきた信用力・ブランド力を失わせることまで求めたものではないと考えられるため。また、社名に地域名を入れることは、特に禁止する必要はないと考えられる。)

- ② 一般送配電事業者がグループ名称を用いない場合には、「送配電」等の文言を入れることを義務付ける必要はないと考えられるが、どうか

# 商標に関する規制について

- 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき商標となるのは、どのような場合か

## 1. 禁止すべきと考えられる商標

**一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者が、同一視されるおそれのある商標を用いること（グループ商標のみを使用する場合を含む。）**



**独自商標と併せて用いる場合のみ、一般送配電事業者がグループ商標を用いることを許容する。**

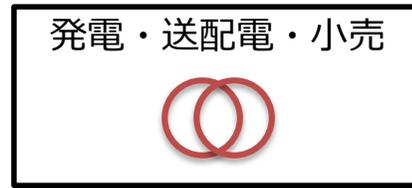
## 2. その他の論点

①例えば、需要家が立ち入らない施設内で外部から見えない場所、マンホール等における目立たない刻印など、グループ内の発電・小売事業者の営業活動に効果があるとは考えられず、適正な競争関係を阻害しないと考えられる場所における商標の使用については、本規制の対象外としてもよいのではないか。

②使用中の既存商標を全て変更するとした場合、大きなコストが発生することも想定されるが、経過措置についてどう考えるか。

# 商標の使用パターン

## 一体会社



法的分離

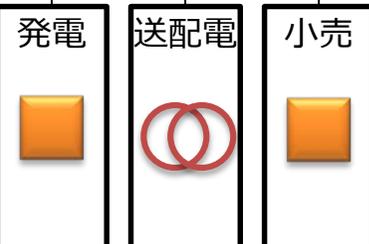
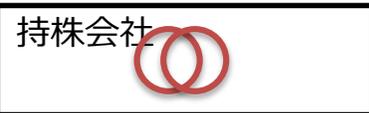


法的分離

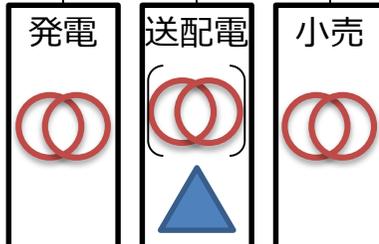


## 持株会社方式

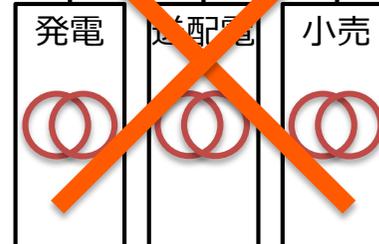
## 発電・小売親会社方式



発電と小売は新G商標を使用し、HDと送配電は旧G商標を使用



発電・小売等は旧G商標を使用し、送配電は新商標のみ又は新商標と旧G商標を使用



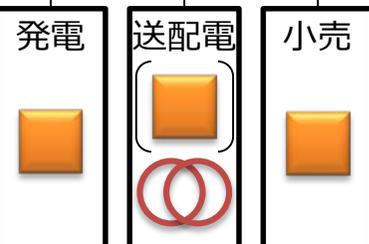
旧G商標のみ使用



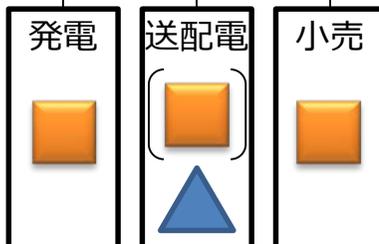
旧G商標のみ使用



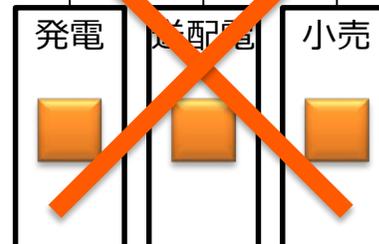
親会社が旧商標を使用し、送配電は新独自商標のみ又は新独自商標と旧G商標を使用



発電・小売等は新G商標を使用し、送配電は旧商標のみ又は旧商標と新G商標を使用



発電・小売等は新G商標を使用し、送配電は新商標のみ又は新商標と新G商標を使用



新G商標のみ使用



新G商標のみ使用



親会社は新G商標を使用し、送配電は旧商標のみ又は旧商標と新G商標を使用

## 広告・宣伝等に関する規制について

- 以下のような広告・宣伝等は、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられるため、禁止すべきと考えられる。
  - ① 一般送配電事業者が、グループ内の発電・小売事業者の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと
  - ② グループ内の発電・小売事業者等が、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を利用して、グループ内の発電・小売事業者の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと

### **3. 業務の受委託等に関する規律**

- (1) 例外として許容される業務委託の内容  
(送配電 → 発電・小売電気等)
- (2) 例外として許容される業務受託の内容  
(発電・小売電気 → 送配電)
- (3) 公募せずに委託できる最終保障供給および離島供給の  
業務

# 業務委託の禁止の例外についての考え方（案）

第20回制度設計専門会合資料抜粋  
平成29年7月

- 改正電事法が送配電事業者による業務委託を禁止する趣旨は、以下の①・②・③のような行為を通じて送配電部門の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- これを踏まえると、以下の①・②・③のいずれのおそれもない業務委託については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないのではないか※。

## 中立性阻害のおそれのある委託

①委託を受けた発電・小売事業者等が、その送配電の業務を通じて競合他社等の情報を得て、自らの発電・小売事業に活用するおそれ



A

送配電のみが知り得る情報（発電・小売が利用できるもの）を取扱う業務の委託

②委託を受けた発電・小売事業者等が、その送配電の業務を自社の発電・小売事業が有利になるよう（競合他社が不利になるよう）実施するおそれ



B

業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、発電・小売事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託

③グループ内の発電・小売事業者等のみが、競争することなく収益機会を得るおそれ



C

合理的な理由がないにもかかわらず公募・入札等をせずに実施する業務の委託

1. 上記A・B・Cのいずれにも該当しない業務の委託は、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか。
2. 上記A・B・Cに部分的に該当する委託であっても、災害時の復旧対応など頻度が極めて小さい場合には、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか。（業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断。）
3. 一般送配電事業者の子会社等への業務委託については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか。

※ グループ内の発電・小売事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制（第23条第2項）で担保<sub>1</sub>3

- 改正電事法が送配電事業者による業務受託を制限する趣旨は、以下の①又は②のような行為を通じて送配電部門の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- これを踏まえると、受託によっても、以下の①又は②のいずれのおそれもない業務受託については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないのではないか※。

## 中立性阻害のおそれのある受託

① 委託を受けた一般送配電事業者が、送配電に係る経営資源を不当に投入する、関連する送配電業務を一部歪めるなどを通じて、受託した業務の成果を高め、グループ内の発電・小売事業者を支援するおそれ



A

送配電事業者のみが知り得る情報や送配電事業の人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する送配電業務の実施を変更・調整するなどして、受託した業務の成果を高めることができる業務の受託

② 選択的に受託することにより、グループ内の発電・小売事業者を支援するおそれ



B

合理的な理由なくグループ内の発電・小売事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に差を設けた業務の受託

1. 上記A又はBのいずれにも該当しない業務の受託は、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか。
2. 上記A又はBに、部分的に該当する受託であっても、災害時の復旧対応など頻度が極めて小さい場合については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか。  
(業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断。)

※ グループ内の発電・小売事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制（改正電事法第23条第2項）で担保。

# 最終保障供給及び離島供給の業務委託（公募せずに委託できる場合）

第20回制度設計専門会合資料抜粋  
平成29年7月

- 改正電気事業法では、送配電事業者が最終保障供給又は離島供給の業務を公募することなくグループ内の小売事業者又は発電事業者に委託することを、原則禁止することとされている。
- その例外について省令で規定することとされているところ、現時点では、以下のニーズがあると聞いている。
- これについては、電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがないと考えられることから、例外として認めても問題ないのではないか。

## 公募せずにグループ内の発電・小売に業務委託することが必要と考えられているケース （最終保障供給及び離島供給関係）

緊急の必要があり、かつ公募実施までの間のみなど、極めて短期な期間に限定した業務委託

【参考】改正電気事業法（抜粋）

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条

- 4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合には、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

## 4. グループ内での取引に関する規律

- (1) 「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- (2) 規制の対象となる一般送配電事業者と「特殊の関係のある者」の範囲

# 通常取引の条件と異なる条件等について

- 本規定における、「通常取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」について、具体的な判断基準はどうあるべきか。
- 本規定における「通常取引の条件」については、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうか判断基準になるのではないかと考えられる。（制度設計WGでも同様の結論。EUにおける送電会社の取引に関する規制や金融商品取引法においても同様の運用がされている。）
- それ以上に具体的な判断基準を示すことについては、本規定の対象となる取引には多種多様なケースがあり得るため、事前に類型化して具体的に基準を示すことは難しいのではないかと考えられる。
- 今後、委員会事務局による監視や事業者からの相談等を通じて、整理が必要なケースが出てきた場合には、あらためて議論することとしたい。

## ○ EUにおける送電会社の取引に関する規制

- ・ ITOと垂直統合型事業者間のあらゆる商業的・財務的関係は、市場の条件（Market Conditions）（※）を遵守しなければならない。ITOは、その商業的・財務的関係に関する詳細な記録を保存し、要請に応じこれらを規制機関の利用可能な状態にしておかなければならない（EU指令18条6項）。
- （※）「市場の条件」とは、資本関係等のない第三者との取引と同様の取引条件を指すと解釈されており、日本法における「通常取引の条件」と同様の概念。

## ○ 金融商品取引法（抜粋）

（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

**第四十四条の三** 金融商品取引業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

（※）「通常取引の条件」とは、当該金融商品取引業者が同種の顧客との関係で、同種の取引を行う上で、一般的に成立するであろう取引と同様の条件をいうものと解されている。（黒沼悦郎・太田洋（2016）論点体系 金融商品取引法 2 第一法規株式会社）

# 本規制の対象とすべき「特殊の関係のある者」の範囲

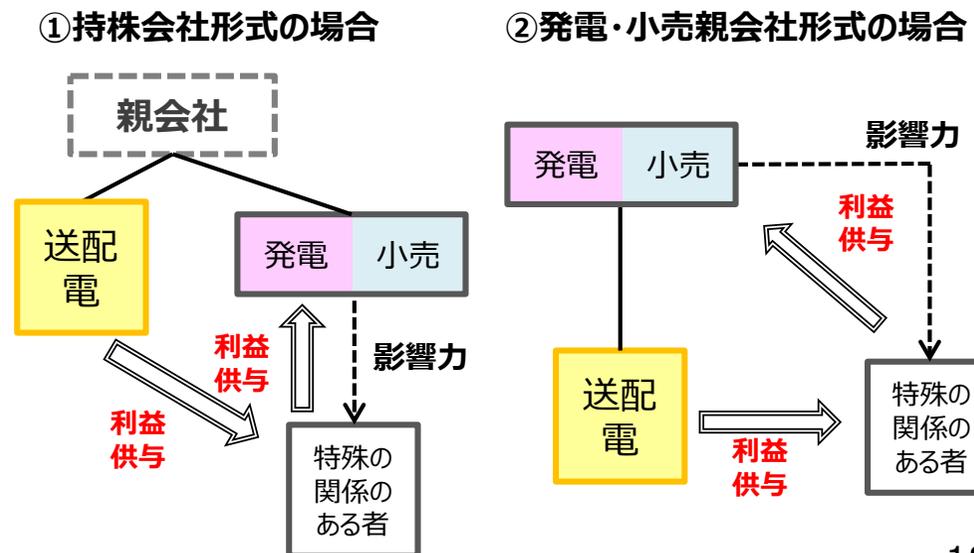
- 改正電事法が送配電事業者による取引を制限する趣旨は、以下の①又は②のような行為を通じて電気供給事業者間の適正な競争関係が阻害されることを防止するため。
  - ① 特殊な条件での取引を通じて不当に利益を供与するなどにより、送配電事業者がグループ内の発電・小売事業者等を支援して競争上優位にさせる
  - ② 特殊な条件での取引を通じて発電・小売事業者が送配電事業者に対する影響力を拡大し、送配電業務等においてグループ内の発電・小売事業者を優遇するようにさせる
- こうした行為は、別会社を利用した取引（迂回取引等）によっても実現されるおそれがあることから、こうした取引のおそれのある者についても対象とすることとされた。（制度設計WGの議論を反映）
- その具体的な範囲は、以下のようにするのが適当ではないか。

## 「特殊の関係のある者」の範囲（案）

- グループ内の発電・小売事業者等の子会社及び関連会社（発電・小売等が支配力・影響力を有する者）
- グループ内の発電・小売事業者等の主要株主（発電・小売等と強い利害関係のある者）

注：・「子会社」、「関連会社」は会社法、会社計算規則による  
・銀行法・金融商品取引法等における通常取引の条件に関する規制の対象範囲とほぼ同じ

## ＜別会社を利用した競争関係阻害の例（迂回取引）＞

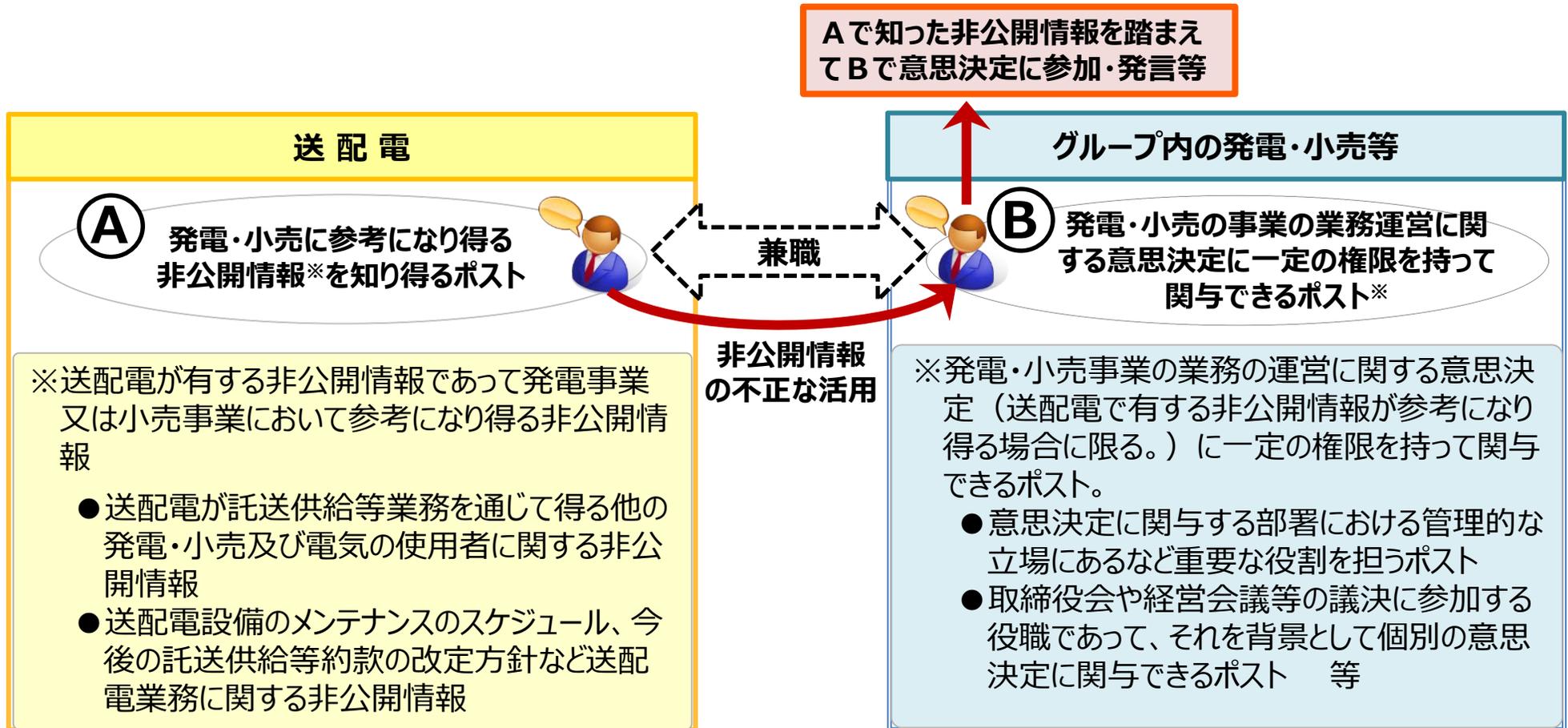


## **5. 兼職（取締役等及び従業者）に関する規律**

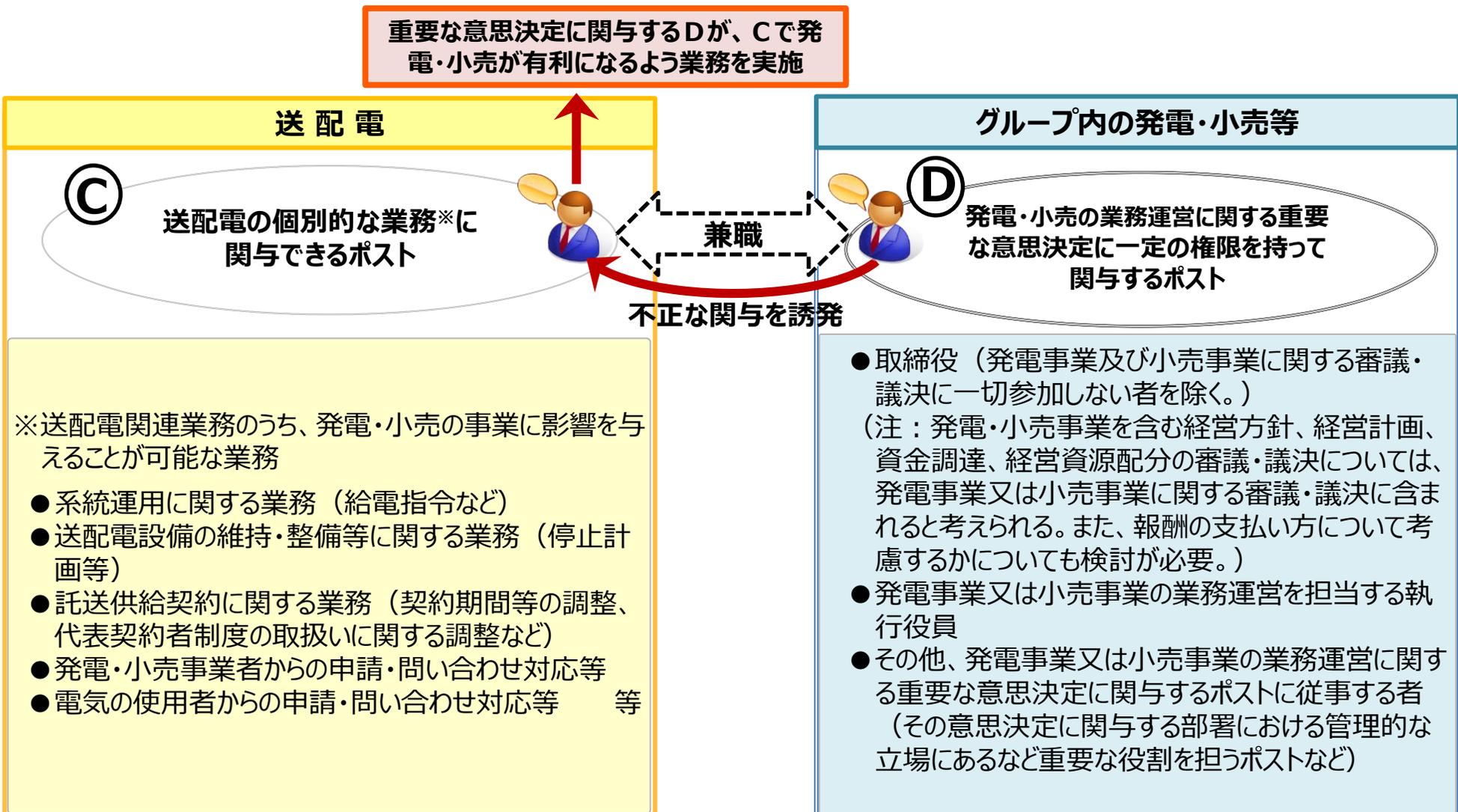
- (1) 取締役等の兼職禁止の例外
- (2) 兼職禁止の対象となる従業者の範囲
- (3) 事業者の説明責任について

# 中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職 I

- 以下のAとBを兼職した場合、Aにおいて知った非公開情報を踏まえてBで発電・小売の意思決定に参加し発言等することを誘発。その結果、この発電・小売等は他社より有利に事業を推進。  
→ 中立性阻害行為を誘発することから、このような兼職を禁止するという整理でよいか。



- 以下DとCを兼職した場合、発電・小売の重要な意思決定に関与するDが、Cで発電・小売が有利になるように送配電業務を行うことを誘発。その結果、この発電・小売等は他社より有利に事業を推進。  
→ 中立性阻害行為を誘発することから、このような兼職を禁止するという整理でよいか。



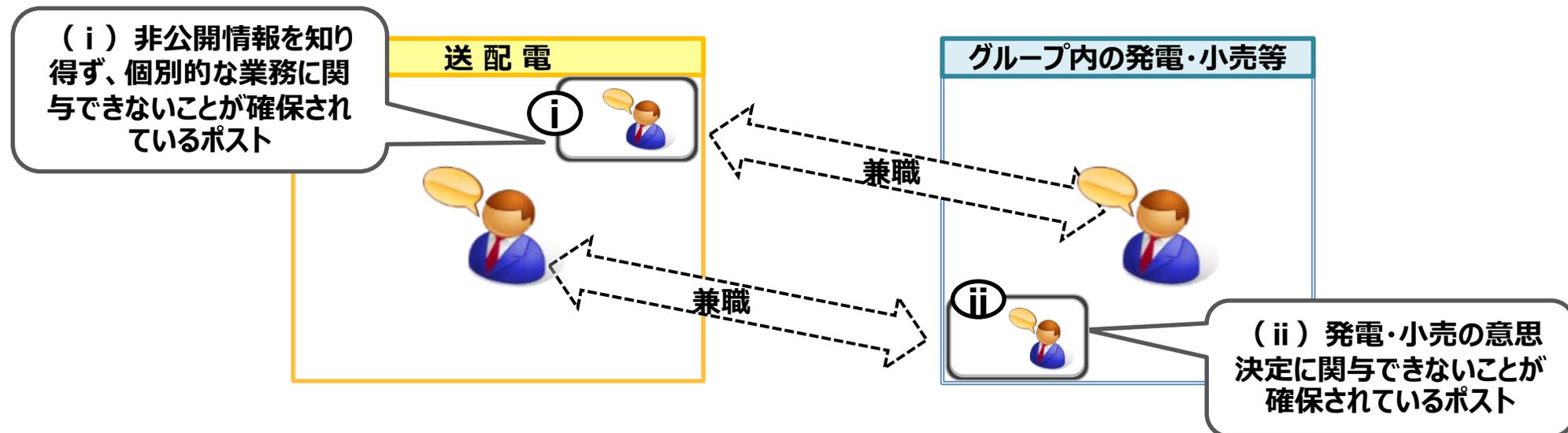
# 取締役等の兼職規制の例外について

- 前回の制度設計専門会合の議論を踏まえて、取締役等の兼職禁止の例外は以下のようにしてはどうか。

## <取締役等の兼職禁止の例外>

### ○中立性阻害行為を誘発するP20・21の兼職に該当しないことが確保されている場合

- ① 送配電のポスト（i）において、発電・小売に参考になり得る非公開情報を知り得ず、送配電の個別的な業務に関与できないことが確保されている場合
- ② 発電・小売等のポスト（ii）において、発電・小売の事業の意思決定に関与できないことが確保されている場合



# 「確保されている場合」について

- 前ページにおける「確保されている場合」とは、以下のような仕組みが講じられている場合を想定。

## 送配電のポスト（i）の場合

- ・社内規程等で、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報を入手することを禁止する
- ・社内規程等で、兼職者に送配電が持つ発電・小売の非公開情報を提供することを禁止する。
- ・システム上、兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報にアクセスできないようにする
- ・社内規程等で、兼職者が送配電の個別的な業務に関与することを禁止する
- ・兼職者が送配電が持つ発電・小売の非公開情報を入手していないこと、情報提供を受けていないこと、送配電の個別的な業務に関与していないことを監視・検証する体制を整備し、運用する  
(議事録・メール等の保存・確認) 等

## 発電・小売等のポスト（ii）の場合

- ・社内規程等で、兼職者が発電・小売事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する（オブザーバー等としての参加を含む）
- ・兼職者が発電・小売業務の意思決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用する  
(議事録・メール等の保存・確認) 等

○社内において、こうした仕組みが十分に整備されていない場合には、中立性阻害行為を誘発する兼職に該当しないことが確保されている場合とはいえ、兼職禁止の例外には該当しないこととなる。

- \* 監視委が、上記のような仕組みが構築され、それが適切に機能しているかについて、チェックを行う。（社内規程の確認、監視・検証する体制の整備・運用状況の確認 等）
- \* 兼職規制違反があった場合には、監視委による業務改善勧告、経済産業大臣による違反の是正命令や業務改善命令、罰金の対象となる。

## 兼職禁止の対象となる従業者の範囲

- 前回までの議論を踏まえ、従業者の兼職については、中立性阻害行為を誘発すると考えられるP 20・21の兼職に該当するものが禁止されるようにすることが適当。
- したがって、P 20・21における、送配電のAとC、発電・小売等のBとDに該当する従業者を、兼職禁止の従業者の対象とする。

# 事業者の説明責任について

- 送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者等とを兼職する者がいる場合には、その兼職の内容と中立性阻害行為が発生しないということ等について、事業者は説明するべきと考えられる。
- 事業者は以下のような事項を事前に監視等委員会に説明するとともに、対外的にも公表することが適当ではないか。

## ○送配電事業者等が行う説明の内容の例

- ・全ての兼職者の業務内容・ポスト等・必要性
- ・中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- ・中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況（年1回程度） 等

# (参考) 改正電気事業法

## (一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十二條の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。））、親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七條の十一の三第一項において同じ。）若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七條の十一の三第一項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三條の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3 経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

# (参考) 改正電気事業法

## (一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
  - 二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- 2 一般送配電事業者は、通常取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
  - 3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
  - 4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
  - 5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
  - 6 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

## (参考) 改正電気事業法

### (一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 三 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

### (一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該一般送配電事業者に対し、第二十三条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文、第四項本文若しくは第五項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

### (電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第二十三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。